

議案第34号

南風原町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

南風原町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成30年6月12日提出

南風原町長 赤 嶺 正 之

(提案理由)

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）が改正されたことに伴い、条例を改正する必要があるため提案する。

南風原町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

南風原町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年南風原町条例第17号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項第4号を次のように改める。

(4) 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条に規定する免許状を有する者
第10条第3項に次の1号を加える。

(10) 5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、町長が適当と認めたもの

附 則

この条例は、公布の日から施行する。